

出席停止の届け出について

学校感染症の診断を受けた生徒は、学校への書類の提出を受けて出席停止となります。

- ・出席停止届（学校感染症罹患報告書）
 - ・医療機関などが発行する領収書・調剤証明書など、受診した事を証明できる書類の添付
- 上記の書類を学校へ提出してください。提出されない場合は欠席となります。

該当する主な学校保健安全法の規定による出席停止期間は次のとおりです。

疾 病 名	出 席 停 止 期 間
・インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型 インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日 経過するまで
・百日咳	特有の咳が消えるまでまたは5日間の適正 な抗菌性物質製剤による治療終了まで
・麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現し た後5日を経過し、かつ全身状態が良好に なるまで
・風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
・水 痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
・咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
・結 核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
・新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽 快した後1日を経過するまで
・その他の感染症 (マイコプラズマ感染症、流行性角結膜 炎、感染性胃腸炎など)	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで

【参考】

公益財団法人 日本学校保健会

「学校において予防すべき感染症の解説〈令和5年度改訂〉」（令和6年3月22日刊行）

*医師の指示や症状により、休ませる期間に変更がある場合もあります。